

危険物新聞

第1回 危険物取扱者試験
6月21日(日)、府大で

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成10年度第1回危険物取扱者試験を6月21日(日)、堺市内の大阪府立大学で次のとおり実施する

試験日	6月21日(日) ・乙種4類、丙種(午前・午後) ・甲種、4類以外の乙種(午後)
試験会場	大阪府立大学(堺市)
願書受付日	5月18日(月)、19日(火)
願書受付場所	大阪府職員会館(新別館・北館4F) (地下鉄「谷町4丁目」下車、1A出口スグ)

※試験当日の試験会場集合時間は、午前は9時30分、午後は1時となっている。

甲種、乙種4類、丙種について
受験準備講習会は府下11会場で

受験準備講習会は、甲種、乙種4類、丙種について、大阪、堺、泉大津、茨木、守口など府下11会場で別掲(8頁参照)のとおり実施する。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローティングスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

土曜・日曜コースは2日間で開催
電話で予約受付を

土曜コース・日曜コース(両コース共、定員140名)は、希望者が多数のため、電話予約による受付を行なっている。受講希望者は、電話(06-531-9717)で5月15日(ただし、満席になり次第締切り)までに予約されたい。

全国危険物安全週間
6月7日から全国で

今年も、6月7日(日)から13日(土)までの一週間、全国で危険物安全週間が一斉に行なわれる。

(財)全国危険物安全協会では、6月8日に全国危険物安全大会を、危険物施設安全推進講演会を9日、東京会場で、10日、大阪会場(KKR・ホテルオオサカ)でそれぞれ開催する。

また、消防庁、(財)全国危険物安全協会等で安全運動推進標語を募集していたが、13,627点の応募作品の中からこの度、最優秀作として東京都墨田区の小松真理さんの作品「安全は日々の気持ちの積み重ね」が選ばれた。

なお、大阪府では6月を危険物安全月間と定め、本協会と共に、府下消防長会協賛、(財)消防試験研究センター大阪府支部後援のもと、6月16日、KKR・ホテルオオサカにおいて危険物安全大会を開催する。

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

危険物規制緩和の動向**製造所等の20号タンク
に関する通達発令さる**

自治省消防庁では、危険物規制課長名で「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について」消防危第29号通達を平成10年3月16日付で発令した。

この通達は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）がそれぞれ改正され、製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク（以下「20号タンク」という。）屋外又は屋内にあるもののうちその容量が指定数量の5分の1未満のものについては令第9条第1項第20号の基準が適用されないこととされ、また、20号タンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が一定量以下に保たれ、当該一定量が令第5条第2項の規定の例により算出された量を超えることがないものについては、当該一定量をタンクの容量とすることとされたことに伴ない改正後の政省令の運用に当たっては、下記1から4までの事項に、また、20号タンクの構造及び設備について、下記5のとおりその運用上の指針を定めている。以下に、全文を掲載する。

記**1 20号タンクの範囲について**

今回の改正は、指定数量の5分の1未満の容量の屋外又は屋内にある20号タンクについて令第9条第1項第20号（令第19条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を除外するものであり、これにより「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクの範囲について（昭和58年3月9日付け消防危第21号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知）」に示されている20号タンクに該当するものの範囲が変更されるものではないこと。

なお、従前指定数量の5分の1以上の容量の危険物を取り扱うタンクについて令第9条第1項第20号の規定を適用しない等の運用を行っている市町村にあっては、このような運用がなされているタンクのうち現に存するものについては、当該タンクの本体に係る工事（水張試験又は水圧試験（以下「水張試験等」という。）を伴うものに限る。）が行われない限り、今後も当該運用を適用

して差し支えないこと。

2 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクの構造及び設備について

今回の改正により、容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクの構造及び設備については、令第9条第1項20号の基準が適用されないこととなるが、危険物を取り扱う設備に係る基準（例えば、令第9条第1項第13号等）は適用されるものであること。

3 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて**(1) 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更させる場合**

当該変更が、当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続により行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続を通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。以下同じ。）への適合性を確認すること。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更される等により、20号タンクの容量が指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を資料提出により確認すること。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を併せて確認すること。

(2) 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手続により行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続を通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認すること。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続により当該タンクの水張試験等に係る基準への

適合性を併せて確認する必要があること。

ア 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手続により当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

イ 容量が指定数量の 5 分 1 以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、設置者等が実施した水張試験等のデータをもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

4 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる20号タンクについて

令第5条の改正により、特殊の構造又は設備を用いることによりタンク内の危険物の量が一定量以下に保たれ、当該一定量が令第5条第2項の規定の例により算出された量を超えることがない20号タンクについては、当該一定量をタンクの容量とすることとされたが、このことについては、次のことに留意し運用されたいこと。

(1) 現にある製造所又は一般取扱所については、今回の改正に伴い改めて、消防法第11条第1項の規定による許可又は第11条の4 第1項の規定による届出の手続を行う必要はないものであること。

(2) 大量生産のタンク等、完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書(規則別記様式第13)及びタンク検査済証(規則別記様式第14)中の容量の欄に令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

(3) 令第5条第3項の「特殊の構造又は設備を用いること

により当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることがない」20号タンクには、当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの及び当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するものが該当し、例えば別添図(省略)の20号タンクがこれに該当すること。

5 20号タンクの構造及び設備の基準に関する運用上の指針について

(1) タンクへのサイトグラスの設置について

20号タンクは厚さ3.2mm以上の鋼板で造ることとされているが(令第9条第1項第20号において準用する令第11条第1項第4号の規定)、次のアからカまでに適合する場合には、令第23条の規定を適用し、タンクの一部にサイトグラスを設置して差し支えないこと。

ア サイトグラスは、外部からの衝撃により容易に破損しない構造のこと。構造の例としては、サイトグラスの外側に網、蓋等を設けることにより、サイトグラスが衝撃を直接受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているもの等があること。

イ サイトグラスは、外部からの火災等の熱により破損しない構造のもの又は外部からの火災等の熱を受けにくい位置に設置されるものであること。構造の例としては、サイトグラスの外側に使用時以外は閉鎖される蓋を設けるもの、サイトグラスをタンクの屋根板部分等に設置するもの等があること。

ウ サイトグラスの大きさは必要最小限のものであること。

エ サイトグラス及びパッキン等の材質は、タンクで取り扱う危険物により侵されないものであること。

オ サイトグラスの取付部は、サイトグラスの熱変位を吸収することができるものであること。構造の例とし

普通消防ポンプ車 MX-1

消防そして救助。
災害にも即応する資機材を搭載。

- MX-1専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウインド
- オートマチックトランスマッision
- フルパワーP.T.O.
- デジタル表示式集中コントロールパネル
- 動力式ホースレイヤー
- 吸管、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納



MORITA

株式会社モリタ

本社／〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL(06)756-0110 FAX(06)754-3461



ては、サイトグラスの両面にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けるもの等があること。

カ サイトグラスの取付部の漏れ又は変形に係る確認は、タンクの気相部に設けられるサイトグラスにあっては気密試験により、タンクの接液部に設けられるサイトグラスにあっては水張試験等により行われるものであること。

(2) タンクの支柱の耐火性能について

屋外の20号タンクの支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これと同等以上の耐火性能を有するものとされているが（令第9条第1項第20号において準用する令第11条第1項第5号の規定）、製造プラント等にある20号タンクの支柱について、当該支柱の周囲で発生した火災を有效地に消火することができる第三種の消防設備が設けられている場合には、令第23条の規定を適用し、当該規定の適用を免除して差し支えないこと。

(3) タンクの放爆構造について

屋外の20号タンクはいわゆる放爆構造を確保することとされているが（令第9条第1項第20号において準用する令第11条第1項第6号の規定）、第二類又は第四類の危険物を取り扱う20号タンクについて、次のアからウまでに適合する場合には、令第23条の規定を適用し、当該規定の適用を免除して差し支えないこと。

ア タンク内における取扱いは、危険物等の異常な化学反応等によりタンクの圧力が異常に上昇しえないものであること。

イ タンクの気相部に不活性ガスが常時注入されている（不活性ガスの供給装置等が故障した場合においても気相部の不活性ガスの濃度が低下しないもの。）など、気相部で可燃性混合気体を形成しえない構造又は設備を有すること。

ウ フォームヘッド方式の第三種固定泡消火設備又は第三種水噴霧消火設備が有效地に設置されているなど、タンクの周囲で火災が発生した場合においてタンクを冷却することができる設備が設けられていること。

(4) 耐食性を有する鋼板で造られたタンクのさびどめ塗装について

20号タンクの外面にはさびどめのための塗装をすることとされているが（令第9条第1項第20号において準用する令第11条第1項第7号又は令第12条第1項第6号の規定）、ステンレス鋼板その他の耐食性を有する鋼板で造られたタンクについては、令第23条の規定を適用し、当該規定の適用を免除して差し支えないこと。

(5) タンクの危険物の量を自動的に表示する装置について

20号タンクは危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとされているが（令第9条第1項第20号において準用する令第11条第1項第9号又は令第12条第1項第

8号の規定）、危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる構造又は設備を有するタンクについては、令第23条の規定を適用し、当該規定の適用を免除して差し支えないこと。構造の例としては、別添図（省略）に示すもの等があること。

(6) 20号防油堤の高さについて

屋外の20号タンクの防油堤（以下「20号防油堤」という。）については、高さを0.5m以上とすることとされているが（規則第13条の3第2項第2号において準用する規則第22条第2項第2号の規定）、製造プラント等にある20号タンクであって、当該タンクの側板から、下表のタンク容量の区分に応じたそれぞれ同表に定める距離以上の距離を有する20号防油堤の部分については、令第23条の規定を適用し、高さを0.15m以上として差し支えないこと。

タンク容量の区分	10Kt未満	10Kt以上50Kt未満	50Kt以上100Kt未満	100Kt以上200Kt未満	200Kt以上300Kt未満
距離	0.5m	5.0m	8.0m	12.0m	15.0m

(7) 20号防油堤が設けられる場合の屋外の危険物取扱設備の周囲に設ける囲いについて

屋外の危険物取扱設備の周囲には高さ0.15m以上の囲いを設けることとされているが（令第9条第1項第12号）、当該設備の周囲に20号防油堤（(6)により高さを0.15m以上としたものを含む。以下同じ。）が設けられるとともに次のア及びイに適合する場合、又は、当該設備が20号タンク（配管を含む。）に限られるとともにその周囲に20号防油堤が設けられている場合には、令第23条の規定を適用し、令第9条第1項第12号の規定の適用を免除して差し支えないこと。

ア 20号防油堤の内部の地盤面がコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われていること。

イ 20号防油堤の内部の地盤面に適当な傾斜及びためますか設けられていること。

(8) 20号防油堤に設ける水抜き口等について

20号防油堤には水抜き口及びこれを開閉する弁を設けることとされているが（規則第13条の3第2項目第2号において準用する規則第22条第2項第13号の規定）、次のア及びイに適合する場合には、令第23条の規定を適用し、当該規定の適用を免除して差し支えないこと。

ア 20号防油堤の内部で、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）以外の危険物が取り扱われないものであること。

イ 20号防油堤内の20号タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられていること。

セルフ方式給油所も4月から

危険物規制に関する政令が10年2月25日、同規則が10年3月4日それぞれ一部改正が行われ、顧客に自ら給油等をさせる、いわゆるセルフサービス方式のガソリンスタンドが、10年4月1日から施行されることになった。

当然、危険性が増大するため、設備面の安全性強化のハード面と、立会い、監視者等のソフト面の強化策が条件付けされた上セルフ給油が認められることになった。その要旨は次のとおりである。(資料、(財)全国危険物安全協会提供)

その他、給油でのタンクローリーへの軽油の注油、LPG充填所を給油所に併設、一般取扱所の取扱形態の類型化ができるうるもの特例基準、配管にFRP製のもの一部使用可能の特例、危険物施設での非危険物品の一部貯蔵基準整備等の緩和措置が随時施行されることになった。

要旨

1 セルフサービス方式の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準(給油取扱所の一般基準等に付加されるもの)

(1) セルフサービス方式の給油取扱所である旨の表示

(2) 顧客用固定給油設備(セルフサービス用給油設備)に必要な構造及び装置

- (1) 燃料タンクが満量になった場合に危険物に供給を停止する構造の給油ノズル(給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定できる装置を備えたものは、所要の安全装置を付加)
- (2) 著しい引張力が加わった場合に安全に分離し、危険物の漏えいを防止する構造の給油ホース
- (3) ガソリン及び軽油相互の誤給油を防止する構造
- (4) 給油量及び給油時間の上限を設定できる構造
- (5) 地震時に危険物の供給を停止できる構造

(3) 顧客用固定注油設備(セルフサービス用の灯油等の容器詰替え設備)に必要な構造及び装置

- (1) 容器が満量になった場合に危険物の供給を停止する構造の注油ノズル(注油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定できない構造)
- (2) 注油量及び注油時間の上限の設定できる構造
- (3) 地震時に危険物の供給を停止できる構造

(4) 固定給油設備等への顧客の運転する自動車等の衝突対策

- (1) 固定給油設備等への衝突防止措置

(2) 固定給油設備等が倒した場合に危険物の漏えいを防止する措置

(5) 固定給油設備等への表示

- (1) 顧客用固定給油設備等の顧客用である旨の表示、使用方法の表示、危険物の品目の表示等
- (2) 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等における顧客用でない旨の表示

(6) 顧客の給油作業等の監視、制御等を行う制御卓その他設備

- (1) 制御卓は顧客用固定給油設備等が直接視認できる位置に設置
- (2) 自動車等により直接的な視認が妨げられる部分の監視設備
- (3) 顧客用固定給油設備等への危険物の供給を開始及び停止する制御装置
- (4) 顧客に指示等を行うための放送機器等

(7) 固定式の泡消火設備等

2 セルフサービス方式の給油取扱所における取扱いの技術上の基準(給油取扱所の一般基準等に付加されるもの)

(1) 顧客用固定給油設備以外の固定給油設備等によって顧客が常油又は容器への詰替えを行わないこと。

(2) 給油量及び給油時間並びに注油量及び注油時間の上限を適正な数値に設定すること

(3) 制御卓において行う顧客自らによる給油作業等の監視、制御等

- (1) 顧客の給油作業等を直視等により適切に監視すること
- (2) 顧客の給油作業等の開始に当たって火気のないこと等安全に支障がないことを確認し、顧客の給油作業等が行える状態にすること
- (3) 顧客の給油作業等が終了したとき等においては、顧客の給油作業等が行えない状態にすること
- (4) 非常時等において、すべての固定給油設備等における危険物の取扱いが行えない状態にすること
- (5) 放送機器等を用いて顧客に指示等を行うこと

3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において予防規程に定めなければならない事項として、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することが加えられた。

我が社の保安対策

ゼロ
“災害 0をめざして”

<摂津市>

塩野義製薬(株)摂津工場

1. はじめに

1968年シオノギ摂津工場が製剤・包装工場としてここ摂津市に開設以来30年になりました。以来施設も順次増設され、製造活動に加え生産した製品を全国に配達する物流センターの併設、さらには研究活動・検査ラボなどの活動がおこなわれるようになりました。幸いな事に今日まで大きな事故もなく活動が続いている。この大きな支えには摂津市消防本部関係者の方々はじめ大阪府危険物安全協会の皆様のご指導・ご支援のお陰と、この機会に厚くお礼申し上げます。

2. 当工場で危険物のあらまし

冒頭で述べたとおり原料製薬工場でないために工場規模のわりに危険物の種類・量の規模は少なく、原料を混合する練合液としてアルコールを使用するための貯蔵とその使用、生産機器の洗浄・組み付け時の最終消毒用としてのアルコールの貯蔵、それと空調などの熱源製造用ボイラーに使用する重油貯蔵などが主なものです。後述のとおり、これらを毎日繰り返し安全に保管・利用するため防災体制をつくり職場で働く一人ひとりが安全確保のため取組んでいます。

3. 防災体制とのかねあい

当社の防災体制としては工場長を災害対策本部長として組織を設け、災害対策本部・各施設単位に防災責任者と防災組織さらに自衛機動消防隊を設け活動しております。もちろんの事、防火管理者・危険物取扱責任者がそれぞれの

組織に関与しながら有事に備えています。

その他別の角度からは安全衛生活動(労働災害)・TPM(トータルプロダクトマネジメント)活動などの工場全員が取り組む活動の面からも自らのおこなう職場点検・潜在危険箇所のピックアップ、委員による職場巡視などを通じ少量危険物などの量の自主規制をはじめ「より安全に」をモットーに日常の取り組みを行っています。

そして全員参加の総合的な防災訓練や火災予防週間などの行事にあわせた訓練などで意識づけを行っています。当社では24時間災害対策本部が開かれ常駐をし敷地内13ヶ所に分散した施設の監視と緊急時の対応・全域非常放送設備などを備えています。



同工場敷地内の屋外タンクと屋内貯蔵所

4. チェック体制の大切さ

まづ基本は外部から工場に入場する際、ゲートにおいてタバコをはじめ火気の使用は定めたところ以外は禁止している旨の通告です。

ときにライターなど預かるケースがあります。工事などで火気使用する場合は火気使用願いの提出が義務づけられ防火管理者承認の上、その表示をした上で工事の実施です。

日常の一番の注意は危険物貯蔵所が即生産現場である事であり、この場所の施設面の対応と生産作業上の動作の中で起る出来事です。工事担当部署から防火管理者に工事を

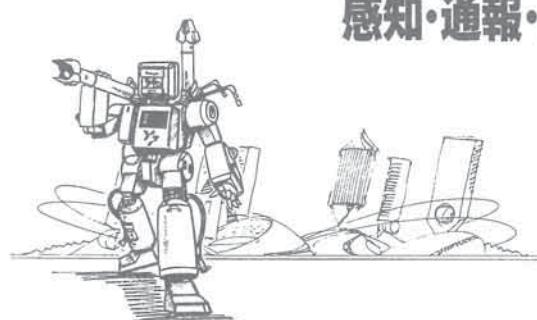
YAMATO
PROTEC

セイティ&アメニティ

防災による快適環境づくり
スローガンは「セイティ&アメニティ」です。

防災による快適環境づくり
セイティ&アメニティ

防災設備は、さまざまな防災機器です。
シテ・セイ・セイも安全の構造です。
総合防災マスター・ヤマトプロテックは
感度も知らせる、消すことを
安全確認のパートナーにして
目的指向した防災設備の研究・開発をおこな
ヒーマンセイのシステムとして
完成させています。



かんじる
しらせる
けず
感知・通報・消火・さりげない

ヤマトプロテック株式会社

本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代 ビル防災設備・プラント防災設備・井戸掘削・電気設備・各種消防

計画段階で相談があり届出の有無の確認があります。工事に使用する材料の確認・火気の使用（スパークの可能性を含む）などと社内届出と合せて消防本部への届出の確認です。仮にこの部屋は暗いから照明の増設したい……と考えてもこの届出が行われ、確認の上、消防本部への届出を行い手続き・手配する事になり、これらのしきみがとても重要です。そしてこれらの一寸した事柄について気軽に相談に応じて頂ける消防本部担当者の方々の体制、事故〇が最優先されている現状に私たちもお応えした一層のしきみづくりが大切と痛感しています。

あるとき、重油バルブの弁の不具合から重油がボイラー室内側溝にごく少量もれた事がありました。これについても環境チームの排水液の確認から施設出口の排水マスで、かつ少量もれた段階でキャッチの上、マット吸着し回収して大事に至りませんでした。

このように危険物に対する一定環境を守る、危険物の安全を“環境”的な面から監視するなどいろんな角度から安全確保を行っています。

それでもまた思ふね“落とし穴”が潜んでいないか？
この発見に思いを巡らしているのが現状です。

5. 結びにあたって

それでも新聞紙上などで事故の発生を見るとき私たちが反省する事は、かならず何らかの兆候や取扱上のルール違反が“安全過信”的なから見過ごしたり、違反したりして大きな災害へ進んでいくとの教訓です。

平成9年度の標語がありました「気を抜くな 扱う相手は危険物」の示すとおりです。

この機会にあらためて職場の安全・地域社会への安全を達成するため働く一人ひとりがもう一度“安全”的な尊さを理解してリーダーとして取組み、わたくしどもの工場は摂津市消防本部の前に位置しています。その意味でも模範工場として長く事故〇を続けたいと考えています。

摂津市消防本部をはじめ関係行政関係者の皆様に今後ともご支援・ご指導をお願いして“我が社の保安体制”について紹介を終ります。

平成11年3月末で 旧免状(手帳式)は終了

危険物取扱者免状を取得している者が、免状の記載事項に変更を生じた時に、書換申請の手続きが必要なことは周知のことと思われる。（政令第34条）

書換手続が必要となる記載事項とは

- ① 氏名の変更
- ② 本籍の属する都道府県名の変更
- ③ 貼付写真が10年を経過した際、写真の貼換え

以上の3事項が考えられ、また、標題に掲げている旧免状（手帳式）から現行の新免状（カード式）に様式変更となったのが、平成元年4月1日からである。旧免状の書換え手続を終えると、新免状（カード式）になるので、現在、手帳式（旧）免状の所持者は、免状の交付年月日を確認の上、早急に写真の貼換え手続きされたい。

以上のことから、平成11年4月1日までは、すべての旧免状（手帳式）は新免状（カード式）に変わることになる。

なお、免状の書換え、再交付の手続の詳細については、（財）消防試験研究センター大阪府支部（TEL06-941-8430）まで問合せのこと。

安全研修会開催

3月16日、大阪府商工会館で

本協会では3月16日、大阪府商工会館において、危険物安全研修会を開催した。

今回の研修会は、2つのテーマで行なわれ、第1部では東レ経営研究所特別研究員、三村和男氏による「危険物施設におけるヒヤリハットと事故の未然防止」を、また、第2部では、大阪市消防局危険物課主査、兵藤年春氏による「危険物施設の事故事例と危険物規制について」が講演された。当日は、府下各消防・協会関係者及び危険物事業所関係者等、約300名の参加者があり終止熱心に聴講し有意義な研修会となった。

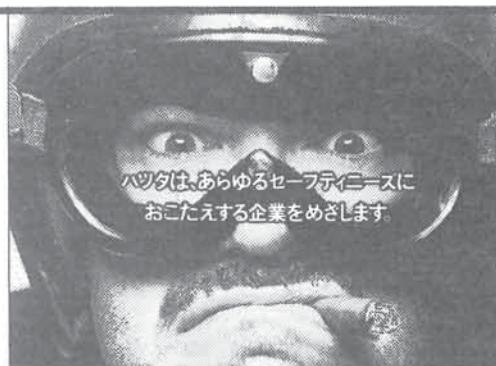


HATSLITA

株式会社 初田製作所

大阪本社 〒573 大阪府枚方市相模田道3-5 TEL (072)201-5120㈹
東京本社 〒106 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL (03)3434-8841

原点はロスフリベンションです。
（消音・防音）



ハツタは、あらゆるセーフティニーズに
おこたえする企業をめざします。

頑固な夢がある。

危険物取扱者準備講習 ご案内

平成10年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	5月20日(水)、5月22日(金)、6月5日(金)	9時30分~16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口スグ)
乙種	1期 5月26日(火)、5月27日(水)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	2期 5月28日(木)、5月29日(金)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	3期 6月1日(月)、6月2日(火)	9時30分~16時	大阪府商工会館
4種	4期 5月20日(水)、5月21日(木)	10時~16時30分	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	5期 6月2日(火)、6月3日(水)	10時~16時30分	泉大津市民会館 (南海本線泉大津駅ヨリ10分)
	6期 5月28日(木)、5月29日(金)	9時30分~16時	茨木商工会議所 (JR・阪急茨木駅ヨリ約13分)
	7期 6月4日(木)、6月5日(金)	10時~16時30分	守口市民会館 (地下鉄守口駅スグ、京阪守口駅ヨリ5分)
	土曜コース 5月23日(土)、5月30日(土)	9時10分~16時	大阪府商工会館
	日曜コース 5月24日(日)、5月31日(日)	9時30分~16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
丙種	6月4日(木)	9時~16時	大阪府商工会館

(注)甲種は3日間で、乙種(1期~7期)と土曜・日曜コースは2日間で1コースです。

2. 受付場所と受付日時

- ① 四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が当番して受付しますので、時間内にお願いします。
- ② 各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の筋は受付ができませんからご了承下さい。
- ③ 申込手続きは代理でも結構です。

受付場所	日時
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 5月8日(金) 午前10:00~11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口・門真防火協会 5月8日(金) 午後1:30~4:00
岸和田市消防本部内 (南海・岸和田駅ヨリ西へ10分)	岸和田市火災予防協会 5月11日(月) 午前10:00~11:30
泉大津市消防本部内 (南海・泉大津駅北へ8分)	泉大津市火災予防協会 5月11日(月) 午後1:30~4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会 5月12日(火) 午前10:00~11:30
茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅ヨリ12分)	茨木市災害予防協会 5月12日(火) 午後1:30~4:00
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 5月13日(水) 午後1:30~4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	5月14日(木) 3日間とも 5月15日(金) 午前9:30~午後4:30 5月18日(月) (ただし、正午から40分間休憩)

3. 日曜・土曜コースの申込方法

日曜コース(定員140名)、土曜コース(定員140名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費 会費には、各テキスト代を含みます。(テキストは平成10年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,800円	18,900円
乙種4類	12,600円	14,700円
乙種(土曜コース)	13,650円	15,750円
乙種(日曜コース)	14,700円	16,800円
丙種	6,300円	7,350円

(注)消費税込の料金です。